

# 国立大学法人東京外国語大学検定料の免除取扱規程

〔平成 28 年 11 月 8 日  
規則 第 88 号〕

改正 平成 31 年 2 月 26 日規則第 14 号 令和 5 年 2 月 24 日規則第 18 号  
令和 6 年 3 月 26 日規則 45 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学学則(昭和 52 年 4 月 1 日制定)第 48 条及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則(平成 4 年 4 月 30 日制定)第 46 条の 2 に基づく検定料の免除の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(免除の対象)

第 2 条 検定料の免除の対象となる者は、東京外国語大学の学部及び大学院に入学を志願する者(科目等履修生及び研究生として入学を志願する者を除く。)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が風水害等の災害を受け、かつ、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 学資負担者が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた地域に居住している者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学資負担者の所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出した場合

イ 学資負担者が死亡又は行方不明の場合

(2) 前号に準じる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 検定料の免除の対象となる入学試験は、災害を受けた後に実施され、かつ、当該災害が発生した日の属する年度に実施されるものとする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りではない。

(免除の額)

第 3 条 検定料の免除額は、当該検定料の全額とする。

(免除の願出)

第 4 条 検定料の免除を受けようとする者は、出願時に検定料免除申請書(別紙様式 1)に証明書を添えて、学長に願出するものとする。ただし、出願時に必要書類が提出できない場合は、検定料を払い込んだ上、検定料免除申請書により、学長に願出するものとする。なお、この場合は、証明書が発行され次第、証明書を提出しなければならない。

2 出願後に災害を受けた場合で、検定料の免除を受けようとする者は、本学が指定する期日までに検定料免除申請書に証明書を添えて、学長に願出するものとする。

(免除の許可)

第 5 条 検定料の免除は、前条に願出に基づき、学長が許可する。ただし、前条第 2 項に該当する者については、証明書が提出されたときに許可する。

2 検定料の免除が不許可となった者は、本学が指定する期日までに、納付すべき検定料を納付しなければならない。

(還付)

第 6 条 検定料の免除の許可を受けた者で、すでに検定料を納付した者が検定料の還付を

希望する場合は、検定料返還請求書（別紙様式 2）を学長に提出するものとする。この場合、学長は、当該検定料を還付するものとする。

（許可の取り消し）

第 7 条 検定料の免除の許可を受けた者で、申請書類等に虚偽の事実が判明した場合は、学長は免除の許可を取り消す。

2 免除の許可を取り消された者は、直ちに納付すべき検定料を納付しなければならない。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

東京外国語大学長 殿

## 検定料免除申請書

下記のとおり被災したので、検定料の免除を申請します。

出願入試区分	※以下の学部／大学院・入試区分のうち該当するものに○をつけてください。 1. 学部一般（前期日程） 2. 学部一般（後期日程） 2. 学部推薦、帰国生等特別推薦、帰国子女特別、私費外国人留学生 3. 3年次編入学 4. 大学院博士前期課程 5. 大学院博士後期課程	
出願予定先	学部の場合は学部名、志願言語・地域を記入。大学院の場合は入試の種類、専攻、コース（後期課程は分野）を記入してください。	
申請者 氏名・住所 ※自署	ふりがな	
	氏名	生年月日： 年 月 日
	住所	(〒 - ) (TEL : )
学費負担者 氏名・住所	ふりがな	
	氏名	(申請者との関係 : )
	住所 (罹災住所)	(〒 - ) (TEL : )
被災状況	※証明書に基づき該当する状況に○をつけてください。 ※学費負担者氏名と罹災証明書における家屋の所有者氏名が異なる場合は対象外とします。	
	【被災状況】 1. 学費負担者の自宅損壊（全壊・流失・半壊等） 2. 学費負担者の死亡・行方不明	*添付書類確認 罹災証明書 死亡診断書 その他 ( ) (コピー可)
	上記の補足説明等	
※学費負担者の所有する家屋が被災した場合には、罹災証明書を添付してください。罹災証明には、全壊・半壊等の状況がわかる内容を必要とします。罹災証明に状況が記されていない場合には、発行者へ記入の依頼をおこなってください。 ※学費負担者が災害を直接的な原因として死亡・行方不明の場合には、死亡診断書または公的機関が発行する証明書等を添付してください。		

